お客さま各位

ATMお支払いの一部制限について (特殊詐欺被害の防止対策)

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

昨今、ご高齢のお客さまから言葉巧みにキャッシュカードをだまし取る「キャッシュカード手交詐欺」や「キャッシュカードすり替え型詐欺」が多発しております。これらの状況を踏まえて、山形第一信用組合ではお客さまのご預金をお守りし、これらの被害を防止する対策として、下記のとおり、ATMでのお支払いを一部制限させていただきます。

対象となるお客さまには大変ご不便をおかけしますが、お客さまのご預金を悪質な犯罪から守るための対応であることを何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

年齢が「70歳以上**」の個人のお客さま(個人事業主のお客さまを除きます)。 (※年齢基準日を毎年3月末日の年齢を基準とし、翌月の第2月曜日を利用制限開始日とします。)

2. 制限の内容

対象となるお客さまについては、当組合キャッシュカードによるATMでの1日あたりのお支払限度額を30万円とさせていただきます。

なお、<u>当組合通帳によるATMでのお支払いも制限の対象となります</u>ので、ご注意ください。

(注) 当組合以外のATMでのお支払いも含みます。

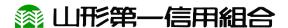
3. 利用制限開始日

令和5年4月17日(月)より

4. その他

対象となるお客さまで、ご利用制限の変更を希望される場合は、当組合営業時間内に「通帳またはキャッシュカード」、「お届け印」、「本人確認書類」をご持参のうえ、お近くの当組合本支店窓口へお申し出ください。

以上





「ATMへ行かせる」 「レターパックなどで現金を送らせる」 「キャッシュカードを家に取りに来る」 「お金を家に取りに来る」



ATMでの一部利用制限について

当組合では、「振り込め詐欺」や「不正なお引出し」等の特殊詐欺被害からお客さまの大切なご預金をお守りするため、山形県警察本部からの要請のもと、下記ようにATMでの一部利用制限させていただいております。

お取引内容	1 日あたりのカードご利用限度額	対 象 者
お引出し	30万円 (他金融機関や通帳でのお支払いも対象です。)	70歳以上の個人のお客さま (個人事業主のお客様は除きます。)
お振込み	1千円	過去 2 年以上キャッシュカードでお振込みをされていない 6 5歳以上の個人のお客さま

※ご不明な点がございましたら、お近くの当組合窓口へご連絡下さい。